技術指導契約書

技術指導の内容 ：「　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」

技術指導の期間 ：契約締結日から　　　　年　　月　　日まで

技術指導の担当者 ：所属機関名（学部名または研究科名まで記載）・役職・氏名

技術指導費用 ：　＊，＊＊＊，＊＊＊円（うち、消費税額および地方消費税額＊＊＊＊＊＊円）

　立命館大学総合科学技術研究機構（以下「甲」という。）と＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊株式会社（以下「乙」という。）は、標記の技術指導（以下「本技術指導」という。）を実施するにあたり、乙を委託者、甲を受託者とし、以下のとおり契約を締結する。

（技術指導）

第１条 甲は、乙に対し本技術指導を、標記の期間において行う。

（費用）

第２条 乙は、本技術指導費用を甲が発行する請求書を受領した日から30日以内に甲の指定する銀行口座に振込む。

（技術指導の中止）

第３条 本技術指導を途中で中止する場合は、甲乙協議し、いずれかが一方的に中止することはできない。

（技術指導中止の場合の取扱い）

第４条 前条の協議の結果、乙の都合により本技術指導の全部または一部を中止する場合は、甲は乙が納入した技術指導費用を返還しない。甲の都合により本技術指導の全部または一部を中止した場合は、甲は、技術指導費用のうち不用になった額を乙に返還しなければならない。

（公表）

第５条　本技術指導による成果は、甲乙双方において公表することができる。ただし、第７条に定める相手方の秘密情報が開示されるおそれがある場合、産業財産権の取得等の将来期待される利益が侵害されるおそれがある場合等で合理的理由により公表に支障があるときは、公表の時期・方法・内容などについて必要に応じ甲乙協議して定める。

（発明等）

第６条 本技術指導において、発明、プログラムの著作権等が生じた場合、その取り扱いは甲乙協議して定める。

（秘密保持）

第７条　甲および乙は、本技術指導に関連して、相手方から開示された、または知り得た相手方所有の情報であって、開示または知り得た際に秘密である旨が明示された情報を、善良なる管理者の注意をもって管理し、事前の相手方の承諾なしに第三者に開示してはならず、本技術指導以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号に該当するものはこの限りではない。

(1)　開示のときに、既に公知であった情報または既に自己が保有していた情報

(2)　開示後、自己の責によらず公知となった情報

(3)　秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報

(4)　相手方から開示された情報によることなく独自に開発した情報

（安全保障輸出管理）

第8条　甲および乙は、本契約に従い相手方から提供される貨物の輸出、相手方から提供される技術または本技術指導で得られた技術を、非居住者または特定類型該当者（外国為替及び外国貿易法第25条第１項及び外国為替令第17条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引または行為について（４貿局第492号）１（３）サの①、②または③に該当する者（自然人である居住者に限る）をいう。）への提供を行う場合、外国為替及び外国貿易法等に従い輸出許可取得等必要な手続を行う。

２　甲および乙は、技術指導参加者の中に非居住者または特定類型該当者が存在することが判明した場合には、相手方に報告し、本技術指導への参加の可否について甲および乙で協議するものとする。

（非保証）

第9条　本技術指導が、研究的および実験的性格を有することに鑑みて、甲は、本技術指導により特別な成果が得られることを保証しない。また、甲は、乙が本技術指導の成果を利用した場合、その結果について一切責任を負わない。

（反社会的勢力の排除）

第10条　甲および乙は、自らならびに自らの役職員および従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力でないことおよびこれら反社会的勢力と関係を持たないことを表明し、相手方がこれに違反したときは、催告その他の手続を要せずして本契約を解除または解約できるものとする。

（個人情報の取扱い）

第11条 　甲および乙は、相手方から開示された個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。

２　甲および乙は、前項に定める個人情報を第三者に預託、提供もしくは開示し、または本技術指導の目的以外に使用、複製、改変等を行ってはならない。

３　甲および乙は、第１項に定める個人情報を、本技術指導の終了後または中止後、速やかに相手方に返還するものとする。ただし、相手方が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（損害賠償）

第12条　甲または乙は、自己の故意または重大な過失により相手方に損害を与えたときは、相手方が被った直接損害の範囲内で賠償しなければならない。

２　前項にかかわらず、甲および乙は、第10条の規定により本契約を解除または解約した場合、違反した当事者に損害が生じてもこれを賠償する責を負わないものとする。違反した当事者は、第10条の違反により相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

（有効期間）

第13条　本契約の有効期間は、本契約締結の日から標記の技術指導期間の満了日までとする。

２　前項にかかわらず、第３条にもとづき技術指導期間の途中で本技術指導を中止する場合の本契約の有効期間は、本契約締結の日から本技術指導を中止する日までとする。

３　前二項にかかわらず、第５条から第７条までの規定は、本契約期間満了の日から３年間、第9条および第12条の規定は本契約期間満了後も、その効力を有する。

（協議）

第14条　本契約に定めのない事項または解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、解決をはかる。

　本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

　　　　　年 　月　　日

（甲） 滋賀県草津市野路東１－１－１

立命館大学総合科学技術研究機構

機構長　冨　山　宏　之　　　　　　　　印

（乙） 住所

組織・機関名称

役職・代表者名　　　　　　　　　　　　印